

福 山 市 営 渡 船

地 震 防 災 対 策 基 準

地震防災対策基準

2024年（令和6年）4月1日
福山市

目次

第1章	総則	1
第2章	防災体制及び情報伝達	1
第3章	点検及び整備	3
第4章	船舶の運航中止及び避難等	4
第5章	教育，訓練及び広報	5

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程第 3 条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第 2 条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第 3 条 この基準は、当市が営む航路のうち次の航路に適用する。

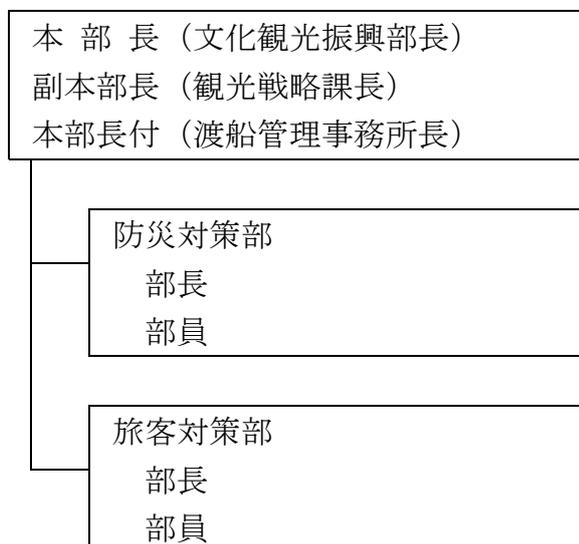
- (1) 鞆町鞆～仙酔島航路（定期航路）
- (2) 前号以外の不定期航路

第 2 章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第 4 条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、災害対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図 1 のとおりとする。

(別図 1)



(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(別図2)

(1) 地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	本部長付は、本部長の特命事項の処理及び現場での対策につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策部長	1. 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達をおこなう。 2. 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市長等による避難の指示等の状況を調査する。 3. 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりるとともに、船長に対する支援を行う。 4. 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。
旅客対策部長	1. 乗船待合室の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2. 市長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3. その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

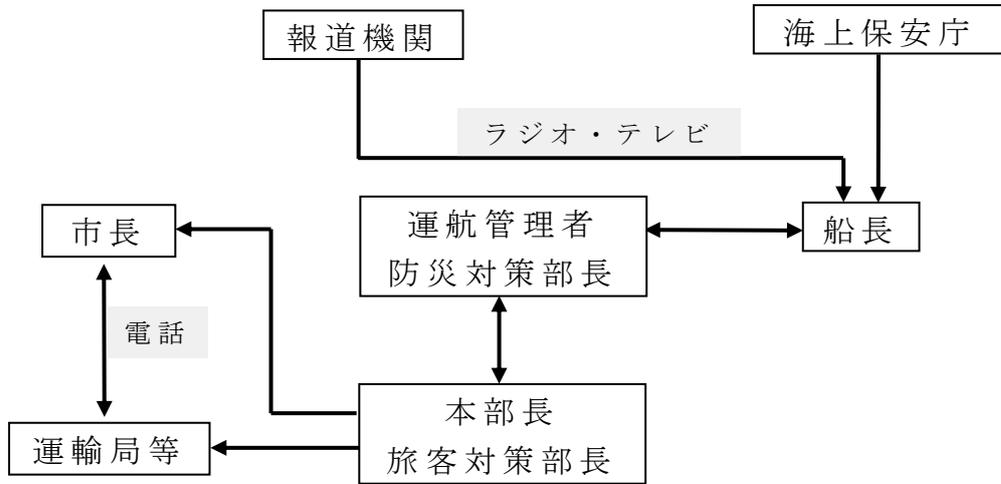
2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに市庁舎又は渡船管理事務所に集合するものとする。

3 本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

3)



(旅客に対する情報の伝達)

第7条 旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるように考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第 4 章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第 10 条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第 11 条 第 10 条の規定に従い運航を中止した時点において、着積中の場合は安全を確認し、旅客を下船させたうえ、また、航行中の場合は速やかに最寄りの安全な港に着積し、安全を確認し、旅客を下船させたうえ、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第 12 条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは避難要領については、福山市の定める避難要領による。

(避難先等の通報)

第 13 条 船長は、第 11 条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ事故処理基準の非常連絡表により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第 14 条 第 11 条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振り回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第 15 条 第 10 条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 渡船管理事務所長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくものとする。

(別添) 主要施設の位置図

(別添) 航路図